

平戸市農業委員会第3回総会議事録

■開催日時：令和元年6月26日（水）9時30分～11時20分

■開催場所：平戸市役所本庁舎3階大会議室

■農業委員：17人出席

19番 丸田 保（会長） 8番 川村政幸（職務代理者）

1番：蜜山隆満 2番：岡村勝彦 4番：小川隆友 5番：本山勝茂

6番：松本一郎 7番：谷本雅司 9番：前川一夫 10番：榊屋可恵

11番：青崎日出男 12番：大山荒助 13番：山下忠平 15番：藤沢和正

16番：大山光敏 17番：福田延之 18番：永田 守

■欠席委員：

3番：阿部 榮 14番：松山浩幸

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 楠富事務局長 橋口総務農地班長 山本主査 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：楠富事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第4号 農地改良等届出について

報告第5号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

報告第6号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第10号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第13号 非農地通知申出について

議案第14号 第3回農用地利用集積計画(案)について

議案第15号 第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案第16号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価(案)と、
平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度平戸市農業委員会第3回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆さん、おはようございます。本日は令和元年度平戸市農業委員会第3回総会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>例年と違い今年の天候は、いまだに梅雨に入らず少雨で田植えもできず、そしてまた、植付け不能調査も始まっていると聞き及んでおり、多くの農家の皆さんも大変お困りかと心配しています。</p> <p>昨日のことですが、受け持ちの平戸小学校、5年生80名の子供たちと田植えをいたしました。その折にもため池から水を取ってようやくできたところ。今日の天気予報では、明日以降は大雨になることで梅雨入りも間近であり、災害にならない程度の梅雨となるよう願っているところです。</p> <p>本日は報告事項3件、議案7件と多くありますので、慎重審議、また、闊達なご意見をいただきますようお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、3番、14番委員、2名の委員から欠席の届出ありましたので報告いたします。よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。</p> <p>それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは、日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>

会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に 15 番、16 番委員、書記に事務局職員 の事務局長を指名いたします。以上で日程第 3 を終わります。</p> <p>■日程第 4 会務報告</p> <p>次に日程第 4、6 月の会務報告、及び 7 月の会務予定について事務局 が報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは 6 月の主な会務報告をいたします。(6 月会務報告を報告) 次に 7 月の行事予定を申し上げます。(7 月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>会務報告が終了しましたので、ここで、次回、7 月総会の日程をあら かじめ決めたいと思います。次回総会を 7 月 26 日(金曜日)午前 9 時 30 分とし、場所は、市役所 3 階会議室において行いたいと思いますが、 ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を 7 月 26 日午前 9 時 30 分 とし、場所は、市役所 3 階会議室において行うことといたします。</p> <p>■日程第 5 議事</p> <p>《報告第 4 号 農地改良等届出について》</p> <p>次に、報告第 4 号「農地改良等届出」について、事務局からの提案 説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第 4 号、「農地改良等届出」の整理番号 1 番を説明いたします。</p> <p>届出人については記載のとおりです。農地改良を行なう農地ですが、 地目は畑で、808 m²、農地改良の内容は、耕作の利便性を図るため、農 地を分割するものです。</p> <p>なお、申請があったのが、5 月 15 日付けで郵送されてきたため、所 有者を呼び出し、記載内容の確認及び不足資料の提出を求め、5 月 20 日付けで受領した次第であります。すでに、現地を確認したときには、 完成に近い状態でありました。</p> <p>また、今回の案件は農地パトロール中に委員が発見し、農業委員会 へ連絡があったため、所有者に対し、農地改良届を提出しなくてはな らない旨、指導し、提出された案件になります。</p>

<p>会長</p>	<p>以上で報告第4号の説明を終わります。</p> <p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。 (質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第4号を終わります。</p> <p>《報告第5号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》</p> <p>次に、報告第5号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約」について、まず、整理番号1番から8番までの報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第5号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約」について、説明いたします。議案書3ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番。貸人、借人は、記載のとおりです。</p> <p>貸借農地、現況地目「田」、面積1460㎡、外3筆 計11,041㎡、契約内容については備考欄のとおりです。なお、解約理由につきましては経営規模拡大等、契約内容の見直しによる解約となります。</p> <p>整理番号2番から、4ページ、整理番号8番は、ご一読ください。</p> <p>それぞれの解約理由につきましては、整理番号5番、7番、8番は契約内容等の見直しによる解約であり、2番、3番、4番、6番、につきましては、貸借人相互の都合による解約となります。報告第5号、1番から8番までの説明につきましては、以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。 (質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第5号中、整理番号1番から8番までを終わります。</p> <p>次に、同報告議案の整理番号9番を議題とします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」規定に基づき、13番委員の退席を求めます。 (13番委員の退席)</p> <p>それでは、事務局から整理番号9番について報告を求めます。</p> <p>議案書4ページをお願いします。整理番号9番です。</p>

事務局	<p>貸人、借人は、記載のとおりです。貸借農地、現況地目「畑」、面積221㎡、契約内容については、備考欄のとおりです。</p> <p>なお、解約理由につきましては貸借人相互の都合による解約となります。報告第5号 整理番号9番の説明につきましては、以上です。</p>
会長	<p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第5号中、整理番号9番を終わります。13番委員の入場を求めます。</p> <p>(13番委員の入場)</p> <p>以上で報告第5号全番号分を終わります。</p> <p>《報告第6号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について》</p> <p>次に、報告第6号「農業振興地域整備計画の軽微な変更」について、まず、整理番号1番から3番までの報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書5ページをお願いします。整理番号1番、申請人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、地目は畑で、2,512㎡、変更内容は、農用地区域の用途変更で、用途を畑から農業用施設用地に変更するものです。</p> <p>変更理由については、申請者が繁殖牛を増頭するにあたり牛舎及び堆肥舎並びに農業用倉庫を建設するため、既存施設周辺の土地を探していたところ、今回申請する土地が利便性など適地と判断しましたが、農用地区域に指定されているため変更を行なうものです。</p> <p>つづきまして、整理番号2番。申請人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、地目は畑で、2,082㎡、変更内容は、農用地区域の用途変更で、用途を畑から農業用施設用地に変更するものです。変更理由については、整理番号1番と同じです。</p> <p>つづきまして、整理番号3番。申請人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、地目は畑で、910㎡、変更内容は、農用地区域の用途変更で、用途を畑から農業用施設用地に変更するものです。変更理由については、整理番号1番と同じです。</p> <p>概要は議案諸資料を元に農林課が補足説明いたします。</p>
事務局 (農林課班長)	<p>(農林課班長が議案書を元に概要説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第6号中、整理番号1番から3番までを終わります。次に、同議案の「整理番号4番」を議題とします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」規定に基づき、4番委員の退席を求めます。</p> <p>(4番委員の退席)</p> <p>それでは、事務局から整理番号4番について報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号4番。申請人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、地目は畑で、1,002㎡、外1筆、計1,824㎡、変更内容は、農用地区域の用途変更で、用途を畑から農業用施設用地に変更するものです。</p> <p>変更理由については、申請者が繁殖牛を増頭するにあたり牛舎及び堆肥舎を建設するため、既存施設周辺の土地を探していたところ、今回申請する土地が利便性など適地と判断しましたが、農用地区域に指定されているため変更を行なうものです。</p> <p>概要は議案諸資料を元に農林課が補足説明いたします。</p> <p>(農林課班長が議案書を元に概要説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第6号中、整理番号4番を終わります。</p> <p>4番委員の入場を求めます。</p> <p>(4番委員の入場)</p> <p>以上で、報告第6号、全番号を終わります。</p> <p>《議案第10号 農業振興地域整備計画の変更について》</p> <p>次に、議案第10号「農業振興地域整備計画の変更」について、事務局の提案説明を求めます。</p>

<p>事務局</p> <p>(農林課班長)</p>	<p>それでは、議案書 23 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番。申請人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、地目は田で、1,980 m²、変更内容は、農用地区域の除外で、用途を畑から他の用途に変更するため、除外するものです。</p> <p>変更理由については、申請者が太陽光発電施設の建設を予定しているが、農用地区域に指定されているため除外申請を行なうものです。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番。申請人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、地目は畑で、1,107 m²、外 3 筆、計 6,200 m²、変更内容は農用地区域の除外で、用途を畑から他の用途に変更するため、除外するものです。</p> <p>変更理由については、整理番号 1 番と同じです。</p> <p>つづきまして、整理番号 3 番。申請人については記載のとおりです。</p> <p>申請地ですが、地目は原野で 802 m²、変更内容は農用地区域の除外で、用途を畑から他の用途に変更するため、除外するものです。</p> <p>変更理由については、整理番号 1 番と同じです。補足ですが、申請地は既に非農地であります。農業振興地域整備計画区域内であるため、現況が田畑でない場合であっても、農振法が摘要されているため、開発行為等に制限があり、農振除外の手続きが必要な案件であります。</p> <p>つづきまして、整理番号 4 番。申請人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、地目は田で、1,141 m²、変更内容は、農用地区域の編入で、変更理由については、優良農地として利用しており、中山間直接支払制度に取り組むため、編入するものです。</p> <p>つづきまして、整理番号 5 番。申請人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、地目は田で、1,456 m²、外 1 筆、計 1,611 m²、変更内容は、農用地区域の編入で、変更理由については、優良農地として利用しており、中山間直接支払制度に取り組むため、編入するものです。</p> <p>概要は議案諸資料を元に農林課が補足説明いたします。</p> <p>(農林課班長が議案書を元に概要説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>
<p>委員</p>	<p>〇〇地区は、昔の構造改善事業により蜜柑園を開園したわけですが、価格暴落から経営不振になり、そのほとんどが廃園になっていった歴史があります。その面積は相当あると思いますが、これらは農振地域の除外になっておらず、今回の計画変更にあがってきたものだし、今</p>

	<p>後もこのようなケースがあがってくると思います。</p> <p>何年かに一度、計画の見直しは行っていると思いますが、このような廃園地については、その都度計画見直しの手続きが必要になることもありますので、行政のほうで廃園地の除外手続きとかできないのですか。</p>
農林課 班長	<p>農振地域指定の変更等については、原則、本人申請となっておりますが、全体の農振地域の見直しの際、現地調査を経て、明らかに原野山林となっていることを確認した場合は、職権で農振地域の除外ができることになっていきます。</p> <p>前回の全体的な見直し時期が平成 25 年度であり、おおむね 5 年に一度となっておりますが、昨年度は現地調査ができず、職権による農地除外については行っていない状況です。</p> <p>2 年度、3 年度のいずれかには実施する予定でありますので、除外の件につきましては検討させていただきます。</p>
委員	<p>原則、本人申請とのことですが、現状は所有者の代が変わり、市外・県外で会社勤めという農地がほとんどで、所有地が農振地域に入っていることを認識している者はいないと思います。</p> <p>一方で行政は、航空写真等の画像データや定期的な現況調査などにより、農振地域内の現状を把握できる立場にあります。今後、農地として見込めない区域を精査し取捨選択していくことが必要であると思っておりますので、先ほど述べられた職権による農振地域除外を行政主導で進めていただきたいと思います。</p>
農林課 班長	<p>ご意見いただいた事項は、次回にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。</p>
会長	<p>他にありませんか。他にありませんので、質疑を終結し採決に入ります。各委員から特に意見がありませんでしたので、議案第 10 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 10 号を原案のとおり決定いたします。</p>

<p>会長</p>	<p>《議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案書 46 ページをお願いします 整理番号 1 番。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。 申請農地ですが、地目は田 2,200 m²、外 1 筆、計 3,040 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、21,357 m²、所有権移転した後の面積 24,397 m²になり、下限面積をクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため、所有権移転を売買で行ないます。 つづきまして、整理番号 2 番。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。 申請農地ですが、地目は畑 231 m²、外 1 筆、計 1,177 m²、自作で譲受人の現在の耕作面積、11,992 m²、所有権移転した後の面積 13169 m²になり、下限面積をクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため、所有権移転を贈与で行ないます。 つづきまして、整理番号 3 番。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。 申請農地ですが、地目は畑 501 m²、自作で譲受人の現在の耕作面積、9,154 m²、所有権移転した後の面積 9,655 m²になり、下限面積をクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため、所有権移転を贈与で行ないます。 事案の許可判断の概要は、お手元の農地法第 3 条調査書をご一読いただきたいと思います。 以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手を願います。 (質疑なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 11 号について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 11 号を原案のとおり許可することといたします。</p>

会長	<p>《議案第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の申請は、2 件ともに県の追認案件ではありましたが、違反転用の際に相談を受け、県へ違反転用連絡票を送付し追認を受けておりました。</p> <p>しかしながら当該事案に係る現地確認の際に、県へ提出した違反転用した農地が 1 筆でなく 2 筆であったことが判明したため、県へ確認したところ、当初の連絡票の差し替え提出が求められました。</p> <p>県は、新たに提出された資料に基づき判断することとなったため、今回、提案しておりました 2 件につきましては、農業委員会会議規則第 18 条の規定に基づき、案件を撤回するものであります。ご承認いただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から議案撤回の説明がありました。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、今回の質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、撤回を承認することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 12 号を撤回することに決定いたします。</p> <p>《議案第 13 号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第 13 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 48 ページをお願いします。整理番号 1 番。申出人は記載のとおりです。申出農地地目は畑で、463 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>次に整理番号 2 番。申出人は記載のとおりです。申出農地地目は畑で、332 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>次に整理番号 3 番。申出人は記載のとおりです。申出農地地目は畑で、400 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p>

	<p>次に整理番号4番。申出人は記載のとおりです。申出農地地目は畑で、307 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>次に整理番号5番。申出人は記載のとおりです。申出農地地目は畑で、258 m²、外1筆、計1,239 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号6番。申出人は記載のとおりです。申出農地地目は畑で、860 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>議案13号整理番号1番、2番について補足説明します。</p> <p>令和元年6月17日午前9時30分頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>整理番号1番。申請地は、近年耕作されておらず、また、一部は雑木等が茂っており、写真で見ていただいたとおり耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>つづいて整理番号2番ですが、申請地は、従前より耕作されておらず、進入路はあるものの、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
委員	<p>議案13号整理番号3番、4番について補足説明します。</p> <p>令和元年6月17日午後2時頃から、中部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>整理番号3番。申請地は、従前より耕作されておらず、進入路よくわからない状態で、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>次に整理番号4番。申請地は、先ほどの農地のすぐ横でありましたが、従前より耕作されておらず、進入路よくわからない状態で、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。以上で補足説明を終わります。</p>
委員	<p>議案13号整理番号5番、6番について補足説明します。</p> <p>令和元年6月17日午後4時頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>整理番号5番。申請地は、従前より耕作されておらず、写真で見て</p>

	<p>いただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>次に整理番号6番。申請地は、先ほどの農地のすぐ横でありましたが、近年は耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。以上で補足説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第13号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第14号 第3回 農用地利用集積計画(案)について》</p> <p>次に、議案第14号「第3回 農用地利用集積計画(案)」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 49ページから52ページになります。49ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は農地中間管理事業による、賃借権になります。</p> <p>整理番号1番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、現況地目「田」、面積2,893㎡、設定する利用権については記載のとおりです。</p> <p>整理番号2番から整理番号6番についてはご一読ください。</p> <p>合計、新規6件20筆、面積20,398㎡となっております。</p> <p>つづきまして、51ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は農地中間管理事業による、使用貸借権になります。</p> <p>整理番号7番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p>

事務局	<p>利用権を設定する土地、現況地目「田」、面積 1,451 m²外 10 筆、計 12,590 m²、設定する利用権については記載のとおりです。整理番号 8 番から、52 ページ、整理番号 11 番については、ご一読ください。</p> <p>合計、新規 5 件 41 筆、面積 39,433 m²となっております。</p> <p>集積計画案の説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願ひます。</p> <p>(質疑なし)</p>
会長	<p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 14 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 14 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 15 号第 3 回農用地利用配分計画案に対する意見について》</p> <p>次に、「議案第 15 号 第 3 回農用地利用配分計画（案）に対する意見」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 53 ページから 56 ページをお願いします。</p> <p>53 ページから説明いたします。設定する利用権の種類については、貸借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、現況地目「田」、面積 2,893 m²、設定する権利権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番から整理番号 5 番については、ご一読ください。</p> <p>合計、新規 5 件 20 筆、面積 20,398 m²となっております。</p> <p>つづきまして、54 ページ下段をお願いします。設定する利用権の種類については、使用貸借権になります。</p> <p>整理番号 6 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、現況地目「田」、面積 760 m²外 5 筆、計 5,945 m²、設定する権利については、記載のとおりです。</p> <p>55 ページ整理番号 7 番から整理番号 12 番については、ご一読ください。</p>

事務局	<p>合計、新規 7 件 53 筆、面積 55,862 m²となっております。説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 15 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 15 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 16 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価案と 平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について》</p> <p>次に、議案第 16 号、「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）、平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 57 ページから 70 ページになります。</p> <p>59 ページをお開きください。</p> <p>平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価になります。</p> <p>農業委員会の状況ということで、平成 31 年 3 月 31 日現在の状況を記入しております</p> <p>まず、最初に、農業の概要になります</p> <p>耕地面積ですが、田で 2,110ha、畑で 1,050ha、計の 3,160ha、経営耕地面積が、田で 1,377ha、畑で 455ha、計の 1,822ha、遊休農地面積が、田で 18ha、畑で 11ha、計の約 29ha、農地台帳上の面積が、田で 2,653ha、畑で 1,871ha、計の 4,524ha となっております。</p> <p>また、農家戸数及び農業就業者数を掲載しておりますが、この数値については、平成 27 年に行われた農林業センサス時点の数値になります。なお、認定農業者数については、平成 30 年 3 月時点での認定農業者数になります。</p> <p>続きまして、農業委員会の現在の体制ですが、新制度へ移行したた</p>

め、旧制度の欄は空白としています。

新制度に基づく農業委員会の農業委員数の欄ですが、定数及び実数を 19 名とし、下段に認定農業者から中立委員までの委員数を記載しておりますが、この数値は、農業委員になられた方が、どの項目に該当するかにより記載しておりますので、下段の認定農業者から中立委員までの合計と上段の実数とは合いませんのでご了解ください。

次のページ、60 ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化ということで、

1. 現状及び課題、2. 平成 30 年度の目標及び実績、3. 目標の達成に向けた活動、4. 目標及び活動に対する評価の順に記載しております。現状として、市内の農地面積は 3,240ha あり、これまでの集積面積が 1016.6ha になります。また、平成 30 年度の集積目標 107ha としており、30 年度実績において 170.9ha の集積ができており、その内新規での集積実績が 157.6ha となっております。実績及び評価については、後ほどご一読ください。

次に、61 ページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進になりますが、過去の現状として、28 年度、ゼロ、29 年度、2 経営体、30 年度、1 経営体となっております、30 年度目標値には達成できておりません。実績及び評価については、後ほどご一読ください。

次に、55 ページは、遊休農地に関する措置に関する評価になります。

現状として、市内の農地 3269.3ha に対し、遊休農地面積 29.3ha で約 1% となっておりますが、30 年度の解消目標 9 ha に対し、15.7ha の解消につながっていますが、事業での実績はありません。引続き利用状況調査及び意向調査を行い、耕作放棄地解消を行う必要があります。

次に、63 ページは違反転用への適正な対応についてですが、30 年度においては、違反転用の実績はありませんでしたが、引続き、農地パトロールを実施し、違反転用案件の早期発見に努める必要があります。

次に、64 ページは農地法によりその権限に属された事務に関する点検になります。30 年度の実績を記載しております。

また、66 ページは地域農業者等からの要望意見対処内容などになりますが、後ほど、ご一読ください。

続きまして、68 ページを御開きください。平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。68 ページについては、後ほどご一読ください。

次に 69 ページをご覧ください。農地の利用集積目標として、107ha の集積目標を掲げておりますが、目標の考え方として、農業委員及び推進委員、一人当たり 2 ha 以上の集積を目標としておりますので、農業委員、推進委員自らが、農地中間管理機構を活用した集積を引続き

事務局	<p>お願いし、目標達成を目指して頂ければと思います。</p> <p>次に、70 ページをご覧ください。遊休農地に関する措置になりますが、現状として、遊休農地が 29.3ha あり、引続き遊休農地の解消に努めていくこととしております。なお、31 年度の目標を 9 ha としておりますが、この目標値は、平成 28 年度把握した遊休農地 63ha を 7 年で解消するとしており、引続き、この考え方で解消を進めていくこととしています。農業委員及び推進委員の皆様においては、利用状況調査及び意向調査などご協力をお願いします。</p> <p>また、違反転用への適正な対応については、農地パトロールを行い、違反転用を未然に防ぐようにし、農業委員会だより等活用し周知を行っていきます。</p> <p>以上で、説明をおわります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 16 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 16 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>また、本議案の決定を受け、事務局は 6 月 30 日までに平戸市ホームページに掲載し、公表するようお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程第 6 閉 会</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>

会長

異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会第3回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。

閉会時刻：11時20分

議長 _____ 印

議事録署名人

15番委員 _____ 印

16番委員 _____ 印